

創業したいが、
きっかけがほしい！

資金面で創業に
踏み切れない！

地元の課題を解決
したい！



新規創業支援補助金

あなたのビジネスプランを形に！

【事業目的】

地域経済の活性化に寄与する事業
を応援します。

【補助上限】：100万円

【補助率】：1/2以内

【審査】：3ヶ月に1回審査

※事業計画及びプレゼンによる審査

公募締切：令和5年5月末、8月末、11月末、2月末

■お問い合わせ先

事業される地区にお問い合わせください。

- 坂井町：0776-66-3324
- 三国町：0776-82-5055
- 春江町：0776-51-2211
- 丸岡町：0776-66-6555

詳細については、商工会ホームページを
ご覧ください。

商工会会員になる
と、様々なサービス
が受けられます。

■対象者

- ①創業後1年以内であること、又は創業を予定する日の3か月以内であること
- ②坂井市内に主たる事業所等を設置し、又は設置する者
- ③坂井市の市税等の滞納がない者
- ④創業に必要な許認可等を既に受けている、又は受けること
- ⑤坂井市暴力団排除条例（平成23年坂井市条例第8号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと
- ⑥創業する者が自ら事業計画書を作成し、商工会の支援等を受けながら販路開拓等の取組を行い、原則坂井市商工会に加入し、経営指導を受ける者
- ⑦審査会時に、自身の事業計画書について申請者自身がプレゼン発表できる者
- ⑧5年以上事業を継続する意志がある者
- ⑨事業における採算性を満たしている者

■対象経費

- ①店舗等新築工事費（増改築を含む）
- ②設備・備品購入費
- ③広報費
- ④ウェブサイト関連費
- ⑤法人登記等に係る経費並びに許認可等取得に係る経費
（租税公課は含まない）
- ⑥事務所等の月額賃貸料（駐車場代含む）
- ⑦委託・外注費



■全体の主な流れ

- ①ホームページにて公募要領の確認 → ②事業計画書を作成 → ③必要書類を揃えて提出
- ④審査会時にプレゼン発表 → ⑤採択結果を申請者に連絡 → ⑥計画に沿って実施
- ⑦実績報告を提出 → ⑧確認後、指定の口座に振込

■詳細、申請書類等のダウンロードはホームページから➡

<http://www.shoko-sakaicity.or.jp/>

